

保育短時間認定における就労時間の下限設定について

1 現行制度と新制度の比較

現行		新制度	
内規	1日4時間以上、月15日(月60時間)以上	国規則	1カ月当たり48時間以上64時間までの範囲で市町村が定める時間以上

※さらに細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況を踏まえつつ市町村で設定可能。

2 下限設定案

現行の入所要件(内規)が1日4時間以上・月15日以上としているため、現入所児童世帯への影響を考慮し、これを上回る時間設定(60時間超)はしないことを前提とし、次の案が考えらる。

区分	月時間	案	1日当たり時間	日数	想定就労形態(時間×要日数)						
					3h	4h	5h	6h	7h	8h	9h
I	月48時間以上	①	—	—	16日	12日	10日	8日	7日	6日	
		②	1日4時間以上	週3日以上		12日					
		③	1日4時間以上	月12日以上		12日※不規則対応可					
II	月60時間以上	④	—	—	20日	15日	12日	10日	9日	8日	7日
		⑤	1日4時間以上	週3日以上		15日	12日				
		⑥	1日4時間以上	月15日以上		15日※不規則対応可					

3 検討の視点

- ◆多様な就労形態を考慮し、詳細な設定をしないこととするか。⇒案①、④
- ◆ニーズ調査結果(次ページ参照)から、1日4時間以上かつ週3日以上を下限とするか。⇒案②、③、⑤、⑥
- ◆週毎の勤務日数が特定されていない不規則な就労形態にも対応すべく、週ではなく、月単位での日数とするか。⇒案③、⑥
- ◆一時保育で対応可能な週2日程度まで含めると、保育可能な部分(時間)まで奪うことを助長することにならないか。⇒案①、④

現行

拡大

二一ズ調査結果

利用状況 (母親)	調査数	《実数》					《横軸に対する構成比》				
		(保育園)	幼稚園	保育施設内	その他	無回答	(保育園)	幼稚園	保育施設内	その他	無回答
全体	321	174	136	4	4	3	54.2	42.4	1.2	1.2	0.9
【地域】											
富津	216	118	92	2	2	2	54.6	42.6	0.9	0.9	0.9
大佐和	52	23	27	1	1	0	44.2	51.9	1.9	1.9	-
天羽	46	29	15	0	1	1	63.0	32.6	-	2.2	2.2
【母親就労日数】											
1日	2	0	1	0	1	0	-	50.0	-	50.0	-
2日	4	0	4	0	0	0	-	100.0	-	-	-
3日	19	8	10	0	0	1	42.1	52.6	-	-	5.3
4日	38	26	12	0	0	0	68.4	31.6	-	-	-
5日	152	107	40	3	2	0	70.4	26.3	2.0	1.3	-
6日以上	25	17	7	1	0	0	68.0	28.0	4.0	-	-
【母親就労時間】											
4時間未満	5	1	4	0	0	0	20.0	80.0	-	-	-
6時間未満	54	28	25	0	0	1	51.9	46.3	-	-	1.9
8時間未満	64	45	19	0	0	0	70.3	29.7	-	-	-
10時間未満	100	74	21	3	2	0	74.0	21.0	3.0	2.0	-
12時間未満	12	6	4	1	1	0	50.0	33.3	8.3	8.3	-
12時間以上	3	3	0	0	0	0	100.0	-	-	-	-